

大口町告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月26日

大口町長 鈴木雅博

道路の区域変更

| 路線 番号 | 路線名 | 区 間 | 変更前後 の別 | 敷地幅員 (m) | 延長 (m) |
|----------|----------|-----------------|------------|----------|--------|
| 1350 | 豊田 50 号線 | 御供所一丁目 167 地先から | 変更前 | 2.7 ~2.8 | 120.4 |
| | | 御供所一丁目 151 地先まで | 変更後 | 4.0~4.0 | 120.4 |

町道豊田50号線道路区域変更箇所図

変更箇所

-75

-76

